

An aerial photograph of a city grid, showing streets, buildings, and open spaces. The image is framed by a circular vignette that fades to white at the edges. The overall color palette is a warm, golden-yellow.

II 基本構想

<平成 28~37 年度>

第1章 町の将来像

1. まちづくりの理念

町民と行政が共有すべき、まちづくりの基本的な考え方である以下の“まちづくりの理念”に基づき、本計画を策定します。

やさしくやさしく
暮らしが
満ちた
明るい
まち

【人間性の尊重】

すべての町民が平等で、人間性を尊重したまちづくり

【自然との共生】

自然と暮らしが調和した、憩いとやすらぎのあるまちづくり

【多様な主体による協働】

多様な主体が、ともに支えあい、助けあい、協力しあうまちづくり

【地域力の育成】

地域の特性を活かし、地域力を高めるまちづくり

【自主自律の精神】

自らがまちづくりの担い手となって行動する、自主自律のまちづくり

2. 町の将来像

水と緑と人の和でうるおい

私たちのふるさと野木町の、水清らかな思川や渡良瀬遊水地、緑豊かな平地林や田園などの水と緑は、まちの宝物です。この美しく豊かな自然に育まれ、明るくやさしい町民性が醸成されてきました。さらに、小さなまちであるからこそ、助けあい協力しあって人々の和が保たれています。

先人たちが守り伝えてきた、この自然と人との調和がとれた住みよいふるさとを受け継ぎ、すべての町民がうるおいのある喜びに満ちた暮らしが送れるよう「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」を将来像として掲げ、その実現を目指します。

3. 将来人口フレーム

10年後【平成37年度(2025年度)】の目標人口
25,000人

野木町は、栃木県の南の玄関口という利便性の高い恵まれた立地条件に加え、良好な居住環境や民間開発業者等による大規模な宅地造成などを背景に人口が増加してきました。

しかしながら、全国的な少子化による影響は野木町においても例外ではなく、平成11年の27,080人（毎月人口調査）をピークに減少傾向に転じ、その後、増減を繰り返しながらも、平成23年以降は減少が続いています。今後も人口は、年々加速度的に減少していくことが推測されています。

人口減少は避けては通れない事実ではありますが、急激な減少を抑制するためには、多方面からの要因を精査しつつ、効果的な施策を打ち出していかなければなりません。今後、各種施策を強力に推し進めていくことにより、本計画の目標年次である平成37年度（2025年）において、25,000人を維持します。

<人口の推移と目標人口>

【平成17年】25,907人（H17国勢調査）



【平成22年】25,720人（H22国勢調査）



【平成27年】25,310人（H27国勢調査速報値）



【平成37年の目標人口】 25,000人

4. 土地利用構想

(1) 土地利用の基本方針

【基本方針1】地域の緑地資源を活用したまちづくり

本町が有する地域ごとの豊かな緑地資源を活用したまちづくりを推進し、平地林の保全、親水空間の保全・活用、宅地内の緑化の推進により、野木町の魅力の向上に努めることとします。

【基本方針2】都市の活力向上に資するまちづくり

本町が将来にわたって持続可能な都市として維持・発展していくため、コンパクトなまちづくりの推進、人口定着の促進により、本町の特性を活かした、都市の活力向上に資するまちづくりを推進します。

(2) 地域別の土地利用方針

① 市街地ゾーン

JR 宇都宮線野木駅を中心に形成されている住宅系市街地については、緑豊かでゆとりある低層・戸建住宅地を将来にわたって維持・発展させるため、コンパクトで効率的な土地利用の実現を図ります。

工業系市街地については、周辺地域との共存を図るため、災害時の対策や工場環境の改善を促進するよう指導します。

② 田園ゾーン

緑豊かな田園地域を形成するため、地形条件や景観に配慮し、集落と農地及び平地林で構成される土地利用の保全・維持に努めます。

③ 水辺・親水ゾーン

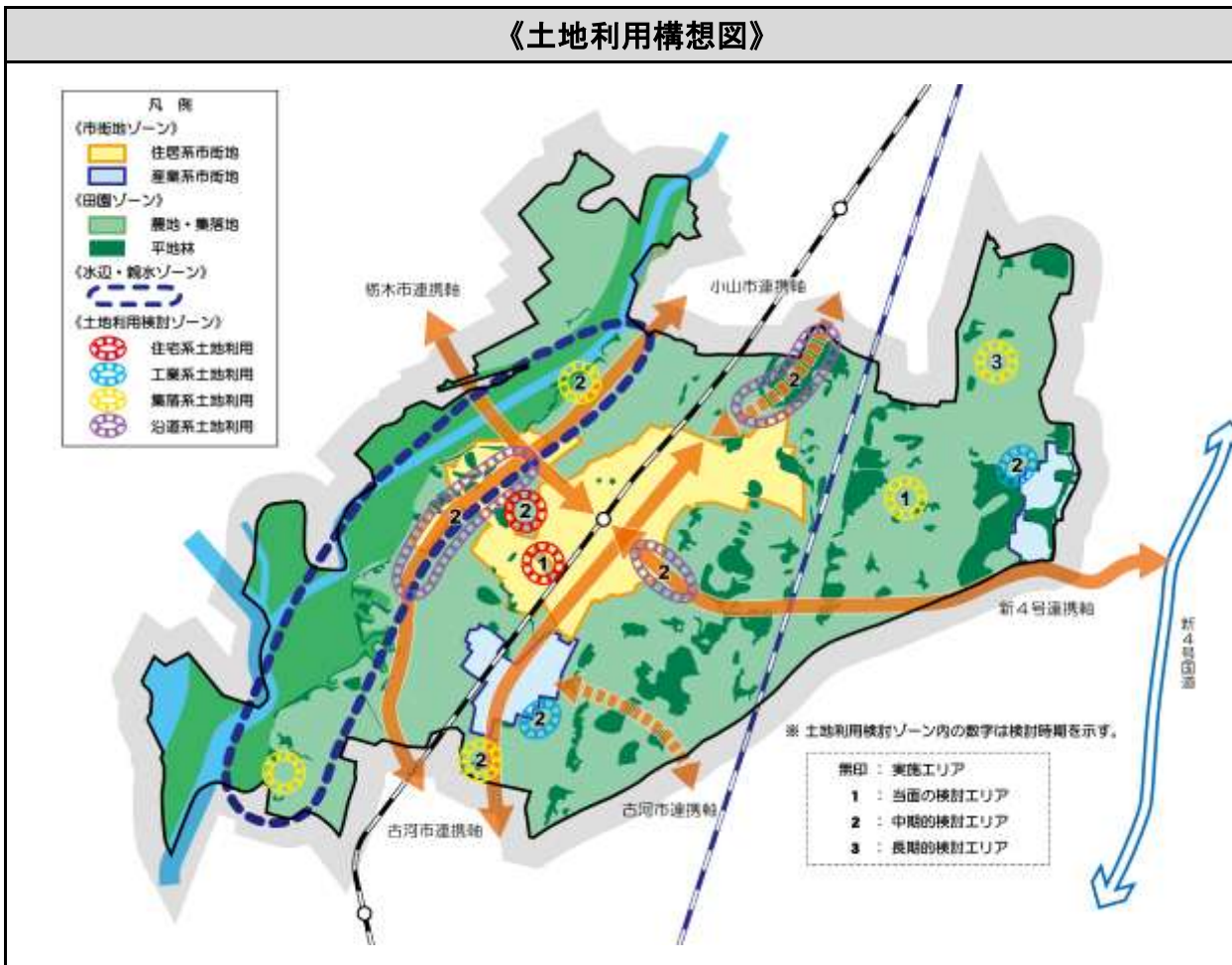
本町の西側に分布する思川や渡良瀬遊水地といった水辺空間にあわせて、野木神社や野木町煉瓦窯などの歴史的資源を含む地域一体を水辺・親水ゾーンとして位置づけ、野木町の個性を演出するよう努めます。

④ 土地利用検討ゾーン

土地利用については、今後次のような地区の検討を行うものとします。

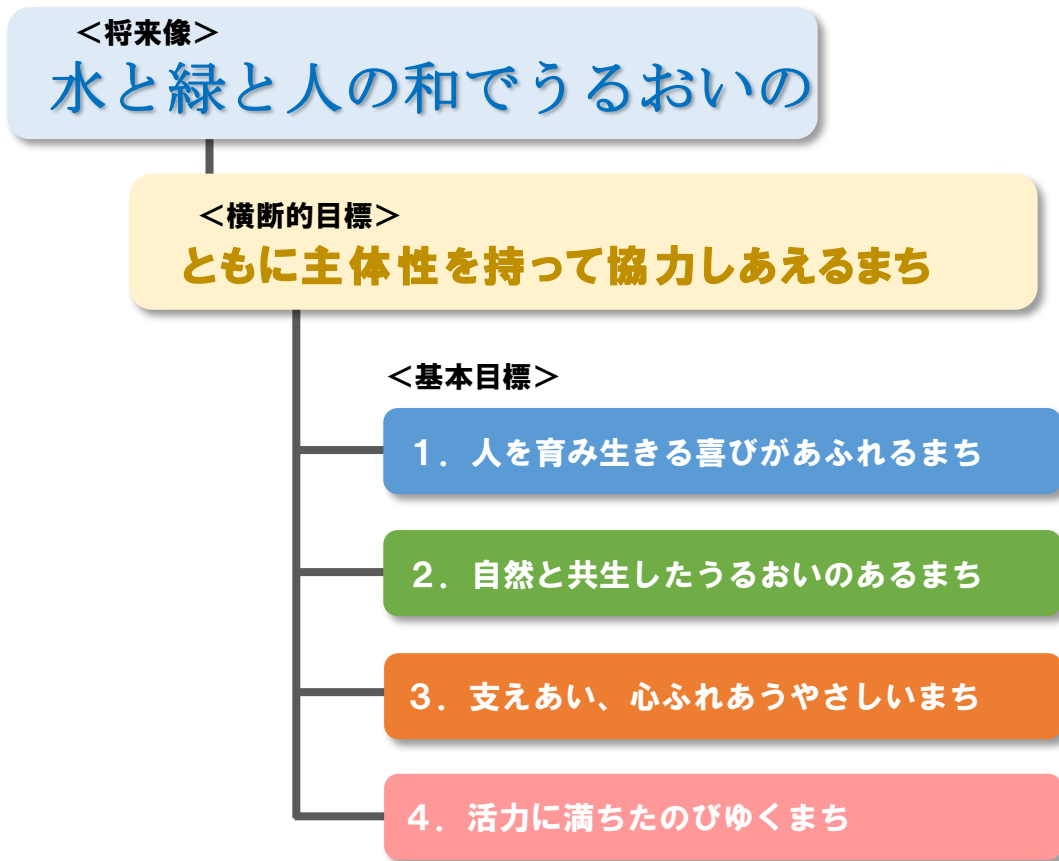
住宅系 土地利用	新規の住宅系土地利用については、市街地に取り囲まれた農地の宅地化の圧力が強まることが予想され、適切な土地利用誘導が求められる地区を対象に、地域住民や関係機関と総合的な調整を図りながら、将来のあり方を総合的に調整し、望ましい土地利用の実現を検討します。
工業系 土地利用	工業系土地利用は、新4号国道とのアクセスが飛躍的に高まることから、既存工業団地周辺へ拡大を検討対象とし、野木町の活性化に資する雇用機会の創設を促進します。
集落系 土地利用	集落系土地利用は、現在開発許可の基準に関する県条例（都市計画法第34条第11号）を活用して集落地の土地利用運用を行っている野渡地区に加え、集落地の生活環境の改善やコミュニティの維持を必要とする地区を検討対象とし、野木町全体の持続可能なまちづくりを促進します。
沿道系 土地利用	今後の道路整備により、都市の利便性向上に資する沿道サービス施設等の適切な土地利用誘導が求められる地区を対象に、地域住民や関係機関と総合的な調整を図りながら、周辺環境に配慮した、望ましい土地利用の実現を検討します。

《土地利用構想図》



第2章 施策の大綱

将来像の実現に向けて、すべての施策に係わる横断的な目標と、4つのまちづくりの基本目標を次のとおり設定し、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。



1. 横断的目標

ともに主体性を持って協力しあえるまち

■分野別目標

- ・町民が主役のまちづくり(協働のまち)
- ・男女がともに輝けるまちづくり(男女共同参画のまち)

- 全ての施策における横断的な目標として、町民と行政がともに主体性を持って、協働でまちづくりに取り組むとともに、男女が社会のあらゆる分野において、平等な立場で役割・責任を共有しながら参画できるまちづくりを行います。

2. 基本目標

1. 人を育み生きる喜びがあふれるまち

■分野別目標

- ・学ぶ姿勢がみなぎるまちづくり(教育のまち)
- ・安心して子どもを産み育てられるまちづくり(結婚・妊娠・出産・子育てのまち)
- ・文化の薫り高いまちづくり(文化のまち)

- 乳幼児期から高齢期までの全ての年代の人が、生涯にわたり学び続けられるよう、多様な学習の機会を創出します。
- 安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠、出産、子育てまで、切れ目の無い支援を展開します。
- 町独自の文化を創造・継承することで、文化の薫り高い魅力的な野木町を築きます。

2. 自然と共生したうるおいのあるまち

■分野別目標

- ・花いっぱい、水と緑のまちづくり(自然が豊かなまち)
- ・快適で住みよいまちづくり(快適なまち)
- ・地球にやさしいまちづくり(リサイクルのまち)

- 季節の花々を活用した景観を形成するとともに、野木町の原風景となっている水と緑を保全することで、美しく豊かな自然環境を創出します。
- 自然環境に配慮しながら、都市計画を推進し、快適で住みよい緑豊かな居住環境を創出します。
- 自然と調和した暮らしを創出するために、リサイクルやクリーンエネルギーの利用などを推進し、循環型社会を形成します。

3. 支えあい、心ふれあうやさしいまち

■分野別目標

- ・やすらぎに満ちたやさしいまちづくり(福祉のまち)
- ・いきいき暮らせる健やかなまちづくり(健康のまち)
- ・心のかようあたたかいまちづくり(ふれあいのまち)

- だれもが安心して健康でいきいきと暮らせる健やかなまちづくりを目指し、地域福祉体制や総合的な健康づくり体制の整備を進めます。
- 町民によるコミュニティ活動を支援するとともに、町民が互いにふれあえる拠点づくりを行うことで、地域間交流・世代間交流を促進します。

4. 活力に満ちたのびゆくまち

■分野別目標

- ・ 生命・財産を守るまちづくり(安全安心のまち)
- ・ のびゆく産業のまちづくり(産業振興のまち)
- ・ 地域の魅力を活かしたまちづくり(観光のまち)
- ・ 時代に即応した情報のまちづくり(情報のまち)

- 防災・防犯体制の強化を図るとともに、交通環境を整備することで、町民の生命・財産を守ります。
- 地域性に即した産業振興を図り、活力ある産業構造を構築することで、地域経済の活性化を図ります。
- 豊かな自然資源や歴史的文化遺産を活用した観光振興策を推進するとともに、新たな資源の発掘や野木ブランドを創出することで、地域活性化を図ります。
- 町民に開かれたまちとして情報の共有化を図るとともに、ICT 環境や情報ネットワークの整備により、住民サービスの向上と行政運営の効率化を推進します。